

怖いのは「消したつもり」と「消えたはず」

秋の全国火災予防運動

11月26日(火)～12月2日(月)

- 寒さも日に日に厳しくなり年末を控え、なにかとあわただしく、ストーブなど火の気を使う機会も多くなります。気持を引き締めましょう。
- この運動は、火災が発生しやすい時期を迎えるに当たり、市民一人ひとりの防火意識の高揚を図り、もって焼死事故や財産の損失を防止することを目的として行われます。
- 重点目標**
- (1) 身体不自由者等を中心とした死傷防止対策の徹底
 - (2) 家庭及び地域における防火対策の推進
 - (3) 特定防火対象物に係る防火安全の確保
 - (4) 防災機器等の普及の推進
- 火の用心 セツのポイント**
- 1 寝たばこや、たばこの投げ捨てをしない
 - 2 子供には、マッチやライターで遊ばせない
 - 3 風の強いときは、たき火をしない
 - 4 天ぷらを揚げるときは、

- 5 その場を離れない
家のまわりに燃えやすいものを置かない
- 6 ふろの空だきをしない
ストーブには、燃えやすいものを近づけない
- 7 **止めよう!!**
道路の不法占用

本年四月から交通事故による死亡者が急増し交通事故非常事態の宣言にもかかわらず死亡者が十名にも及んでいました。その対策の一つとして、又秋の交通安全運動の一環として、道路を管理する人、道路を利用する人、及び指導取締りをする人等の立場から建設省、山梨県、都留警察署、都留市交通安全協会等の関係各機関の協力を得て、去る十月一日「道路の一斉点検」を実施いたしました。その結果、カーブミラー、道路標識等の交通安全施設の補修、道路の改修及び不法占用者の取締り等七十七件の指摘がありました。この中で道路の不

法占用が非常に多く、中でも商品の陳列が目立って多く指摘されました。又、ごみの路上への持出しについても指摘があり、ごみの収集直後にごみを持ち出す家庭が目立ちました。このように路上に物を置くことは道路交通上危険を伴うことであり、交通事故につながる恐れもあります。又、環境衛生上好ましいことではありませぬのは非道路上には、物を置かないようお願いいたします。又、ごみについても指定された期日に持ち出すよう重ねてお願いいたします。

交通安全の誓い

一七、三三四名が署名

- 多発する交通事故防止の緊急対策の一環として、各自治会、組長さんをとおして、全戸リレー方式で交通安全宣言文の配布ならびに署名をお願いし、十月一日で回収を終了いたしました。
- 谷村地区 五、七二四名
 - 開地地区 一、二五七名
 - 三吉地区 一、〇八九名
 - 東桂地区 三、五〇〇名
 - 宝 地区 一、五二五名
 - 禾生地区 三、四三一名
 - 盛里地区 七八八名

総合計は、一七、三三四名で十八歳以上の方々のほとんどの方に署名をいただきました。ご協力ありがとうございました。

市内から交通事故をなくし安全で住みよいまちにいたしますよう。

新成人の皆さんへ

昭和六十一年一月十五日、第三十二回成人式を開催します。該当者は、昭和四十年四月二日から昭和四十一年四月一日までに出生した市民で、十一月一日現在の住民票をもとに名簿を作成します。

ご案内のハガキは、十二月一日付けで発送します。十一月一日以降に住民登録された方、また、住民票を勤務の関係・勉学の関係等で市外へ移しておられる方で、当日の式に参列を希望される方は、教育委員会社会教育課(☎4311111 内216)へご連絡下さい。

なお、当日の詳しい内容は次号の広報でお知らせします。

高齢者雇用奨励金 支給制度

高齢化社会の急速な移行のもとで社会参加を求めて、あるいは生計を目的として就労を希望する人々が増えており

ますが、これら六十五歳以上の就労希望者を常雇い(月十六日以上就労)として採用した企業に対し、次の要領で奨励金を交付いたします。

一、交付要件：六十五歳以上の就労希望者を常雇いとして採用し奨励金交付期間経過後も引き続き雇う意志のある企業

二、支給期間：支給対象者を雇い入れた日の属する月から起算して十二月

三、奨励金：一人につき一月一万円

四、申請手続き：申請は、常時市役所商工課(☎431111 内線259)で受け付けております。

都留市の気象

	60年9月	59年9月	10年間の平均
最高気温	(2) 35.3℃	(2) 36.2℃	32.3℃
最低気温	(28) 13.0℃	(29) 9.7℃	10.5℃
平均気温	20.6℃	20.4℃	20.1℃
降水日数	1mm以上13日	1mm以上9日	1mm以上11日
降水量	101.5mm	87.0mm	195.5mm
平均湿度	84%	72%	80%

都留市消防署調べ()はその日

火災発生情報は(43)0099へ